

半田市非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

半田市長 久世孝宏

半田市規則第十一号

半田市非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

半田市非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和二年半田市規則第九号）の一部を次のように改正する。

別表第三及び別表第四を次のように改める。

（別紙のとおり）

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

別表第3（第13条関係）

事由	期間
1 非常勤職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	必要と認められる期間
2 非常勤職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	同上
3 地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、非常勤職員が勤務しないことが相当であると認められるとき <u>イ 非常勤職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該非常勤職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。</u> <u>ロ 非常勤職員及び当該非常勤職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該非常勤職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。</u>	7日の範囲内の期間
4 非常勤職員が地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	必要と認められる期間
5 地震、水害、火災その他の災害時において、非常勤職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	同上
6 非常勤職員の親族（別表第5の親族欄に掲げる親族に限る。）が死亡した場合で、非常勤職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	親族に応じ同表の日数欄に掲げる連続する日数（葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数）の範囲内の期間
7 非常勤職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	市長の定める期間内における連続する5日の範囲内の期間
8 非常勤職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。）にお

	いて5日（当該通院等が体外受精その他市長の定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない非常勤職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、市長の定める時間）の範囲内の期間
9 6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)以内に出産する予定である女性の非常勤職員が申し出た場合	出産の日までの申し出た期間
10 女性の非常勤職員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間(産後6週間を経過した女性の非常勤職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。)
11 非常勤職員の妻(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が出産する場合で、非常勤職員の妻の出産に伴い必要と認められる入院の付添い等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	市長が定める期間内における2日（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない非常勤職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、市長の定める時間）の範囲内の期間
12 非常勤職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後1年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する非常勤職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき	当該期間内における5日（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない非常勤職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、市長の定める時間）の範囲内の期間
13 非常勤職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のために勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年の7月から9月までの期間(当該期間が業務の繁忙期であることその他の業務の事情により当該期間内にこの項の休暇の全部又は一部を使用することが困難であると認められる非常勤職員にあっては、一の年の6月から10月までの期間)内における、原則として連続する5日の範囲内の期間(1週間の勤務日数が5日に満たない場合及び任用開始日が4月2日以降の場合は、市長が別に定める。)
14 非常勤職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得	別表第1に定める日数の範囲内の期間

ないと認められる場合	
------------	--

備考 第6号及び第7号に規定する非常勤職員は、1週間の勤務日数が4日以上で、任用期間が6月以上又は6月以上継続勤務している者に限る。

第8号、第11号及び第12号に規定する非常勤職員は、1週間の勤務日数が4日以上勤務している者に限る。

別表第4（第13条関係）

事由	期間
1 生後1年に達しない子を育てる非常勤職員が、その子の保育のため に必要と認められる授乳等を行う場合	1日2回それぞれ30分以内の期間(男性の非常勤職員にあっては、その子の当該非常勤職員以外 の親(当該子について民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により特別養子縁組 の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属してい る場合に限る。))であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法(昭和22年法律第164号) 第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁 組里親である者若しくは同条第1号に規定する養育里親である者(同法第27条第4項に規定する 者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として 委託することができない者に限る。))を含む。))が当該非常勤職員がこの号の休暇を使用しよ うとする日におけるこの号の休暇(これに相当する休暇を含む。))を承認され、又は労働基準 法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当 該承認又は請求に係る各回の期間を差し引いた期間を超えない期間)
2 9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(配偶者の 子を含む。以下この号において同じ)を養育する職員が、その子 の看護等(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、疾病 の予防を図るために必要なものとして市長が定めるその子の世話 若しくは学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第20条の規定によ	一の年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。))において5日(その養育する9歳 に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が2人以上の場合にあっては、10日)(勤務 日ごとの勤務時間の時間数が同一でない非常勤職員にあっては、その者の勤務時間を考慮 し、市長の定める時間)の範囲内の期間

<u>る学校の休業その他これに準ずるものとして市長が定める事由に伴うその子の世話を行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち市長が定めるものへの参加をすることをいう。)</u> のため勤務しないことが相当であると認められる場合	
3 要介護者(条例第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者をいう。以下同じ。)の介護その他の市長の定める世話を行う非常勤職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年度において5日(要介護者が2人以上の場合にあっては、10日)(勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない非常勤職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、市長の定める時間)の範囲内の期間
4 要介護者の介護をする非常勤職員が、当該介護をするため、市長の定めるところにより、非常勤職員の申出に基づき、当該要介護者ごとに、3回を超えず、かつ、通算して93日を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合	指定期間内において必要と認められる期間
5 要介護者の介護をする非常勤職員が、当該介護をするため、当該要介護者ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合	当該連続する3年の期間内において1日につき2時間(当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間が2時間を下回る場合は、当該減じた時間)を超えない範囲内で必要と認められる期間
6 女性の非常勤職員が生理日における就業が著しく困難なため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間
7 女性の非常勤職員が母子保健法(昭和40年法律第141号)の規定による保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	同上
8 非常勤職員が公務上の負傷又は疾病のため療養する必要がある	同上

り、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	
9 非常勤職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢^{しょう}血幹細胞移植 のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者 に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹 以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のた め末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要 な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められ るとき	同上

備考 第2号及び第3号に規定する非常勤職員は、1週間の勤務日数が4日以上勤務している者に限る。